

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 1 編 関係条例の一部改正

(上尾市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 上尾市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 4 号）第 1 6 条の 3 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 6 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
- (2) 上尾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 2 年上尾市条例第 1 3 号）第 4 条第 1 号
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年上尾市条例第 5 号）第 5 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 5 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号

(上尾市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 上尾市職員の分限に関する条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び附則第 6 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(上尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 3 条 上尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 2 年上尾市条例第 9 号）第 1 6 条

- (2) 上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成14年上尾市条例第33号）第22条及び第23条
- (3) 上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上尾市条例第28号）附則第3条第3項及び第4項
- (4) 上尾市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年上尾市条例第38号）第53条から第55条まで

第2編 経過措置

第1章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第5条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第6条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等 に伴う経過措置

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第1号の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例第16条の4第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第3号の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第9条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。